

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人(特定の医療法人を除く))... 平二十六年十一月一以後開始連結事業年度等分

御注意

1 連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であつて、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます)との間にこの表の「大法人による完全支配関係がある法人に該当する場合は、この表の「非中小法人」を〇で囲みます。を〇で囲みます。に該当する場合は記載します。  
①主支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいすれが「大法人」といいます。  
②法人税法第4条の7に規定する受託法人(2)において「受託法人」といいます。  
③相互会社  
2 「48」から「50」までの各欄は、連結親法人のうち、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(1)に該当する非中小法人、受託法人及び相互会社を除きます。

納税地 (フリガナ) 電話( ) - 平成 年 月 日 税務署長殿  
連結親法人名 (フリガナ) 代表者自署押印 (印)  
代表者住所 添付書類 (貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金見分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書)

連結親法人整理番号 期末現在の資本金の額又は出資金の額 円 非中小法人  
同非区分 特同定社 同族身社 非同族身社  
経理責任者自署押印 (印)  
旧納税地及び旧法人名等  
申告書 翌年以降送付要否 (要) (否) 適用額明細書提出の有無 (有) (無)  
申告書 平成 年 月 日 (連結中間申告の平成 年 月 日) (場合の計算期間 平成 年 月 日)  
税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算

Table with 15 rows for corporate tax calculation. Columns include item number, description, and amount in ten thousand yen. Items include: 1. 連結所得金額又は連結欠損金額, 2. 法人税額, 3. 法人税額の特別控除額, 4. 差引法人税額, 5. 連結納税の承認を取り消された法人税額の特別控除額の加算額, 6. 課税土地譲渡利益金額, 7. 土地譲渡金, 8. 課税連結留保金額, 9. 同上に対する税額, 10. 法人税額計, 11. 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 12. 控除税額, 13. 差引連結所得に対する法人税額, 14. 連結中間申告分額, 15. 差引確定法人税額.

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 12 rows for local corporate tax calculation. Columns include item number, description, and amount in ten thousand yen. Items include: 32. 課税標準の法人税額, 33. 課税標準法人税額, 34. 課税標準法人税額, 35. 地方法人税額, 36. 課税連結留保金額に係る地方法人税額, 37. 所得地方法人税額, 38. 外国税額の控除額, 39. 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 40. 差引地方法人税額, 41. 中間申告分の地方法人税額, 42. 差引確定地方法人税額.

税理士 署名押印 (印)